破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２５号
静岡県掛川市富部562番地の１　サープラス長沢102
債務者　蓑島　末子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第３９４号
神戸市須磨区大田町２丁目２番８－403号、従前の住所神戸市長田区長楽町３丁目７番１号　ハビット鷹羽505号
債務者　中竹　慶子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２６号
神戸市北区北五葉５丁目２番47－503号、前住所神戸市北区中里町２丁目２番地の１632号
債務者　川上　　晃
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２号
青森県むつ市柳町４－４－45　クイーンズタウンＤ　２号棟２号室　小川美紀方、住民票上の住所青森県むつ市大字城ヶ沢字下田33番地５
債務者　柳谷　美香
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
神奈川県平塚市田村５丁目23番20－203号　ハイツ小林Ⅰ、前住所神奈川県伊勢原市田中1068番地　サンフロントあずま106号
債務者　西野　功英
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２７６号
神奈川県秦野市西田原113番地の３、前住所東京都中野区東中野５丁目７番10号　トレス・プラタ東中野405
債務者　安部　正宏
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２８６号
神奈川県厚木市山際748番地17　サンライズマンション202、前住所神奈川県厚木市妻田南１丁目１番９－104号
債務者　茂呂　直哉
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５９号
富山市中島１丁目６番19－402号　ＭＡＣ中島コート
債務者　佐々木千尋
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３８号
名古屋市名東区貴船３丁目306番地　サンビューマンション中京401号、従前の住所大阪府守口市八雲北町３丁目５番１号
債務者　祝迫　善希
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３号
沖縄県那覇市字大道172番地　トマトハイツ305
債務者　安仁屋奈江子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３２号
沖縄県島尻郡南風原町字本部302番地　南風原第二団地５－101
債務者　佐久川祐司
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１５４号
沖縄県中頭郡西原町字幸地266番地の５
債務者　池村　晋侑
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１９９１号
名古屋市南区大同町５丁目29番地の１　フォーレスＭ・Ｍ　102号
債務者　岩井　康生
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９５号
名古屋市西区栄生１丁目２番２号　名古屋厚生会館　愛のホームＡ11号
債務者　田中　有里
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３９号
名古屋市南区神松町２丁目20番地　神松荘４棟403号
債務者　米澤　三佳（旧姓新原）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７号
山口県周南市扇町２番６－105号
債務者　郷田　礼子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで　山口地方裁判所周南支部